

答弁書第一八号

内閣参質一七一第一八号

平成二十一年二月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員山内徳信君提出「関西文化学術研究都市」区域内に存在する祝園弾薬庫に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員山内徳信君提出「関西文化学術研究都市」区域内に存在する祝園弾薬庫に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの陸上自衛隊関西補給処祝園弾薬支処（以下「祝園弾薬支処」という。）における火薬庫の整備及び火薬類の貯蔵に当たっては、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）等の関係法令に基づき、適切に行っており、当該火薬庫周辺における安全を十分確保していることから、その移転については、考えていない。

三及び四について

御指摘の弾薬の搬出入を含む祝園弾薬支処における火薬庫の管理・運営に当たっては、火薬類取締法等の関係法令を遵守しており、その安全を十分確保しているところである。また、防衛省においては、火薬類を取り扱う者に対し、火薬類による災害の発生防止その他の火薬類の安全管理に必要な教育を行うなど、安全対策及び事故防止に努めている。

五について

祝園彈藥支処の火薬庫については、火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第二十三条に規定する保安距離を確保している。